

那覇市公報

第 1 4 0 5 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

規 則

- 那覇市法定外公共物管理規則（都市施設管理センター（道路管理室））…… 883
- 那覇市次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則（人事課）… 891
- 那覇市NPO活動支援センター条例の施行期日を定める規則
（市民活動課）…………… 892
- 那覇市勤労青少年ホーム条例施行規則の一部を改正する規則
（労働農水課）…………… 893
- 那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
（人事課）…………… 894
- 那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）…… 898
- 那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則
（環境政策課）…………… 901
- 那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則
（都市施設管理センター（住宅管理室））…………… 902

告 示

- 平成17年（2005年）2月那覇市議会定例会の招集について
（総務課）…………… 903
- 市長等が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする行政手続
等に関する告示について（情報政策課）…………… 903

公 告

- 一般競争入札の実施について（秘書広報課）…………… 906

選挙管理委員会告示

- 選挙人名簿登録の抹消について…………… 907
- 選挙人名簿の縦覧場所について…………… 907
- 在外選挙人名簿の縦覧場所について…………… 908
- 平成 17 年度検察審査員候補者について…………… 908
- 農業委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について…………… 910

規 則

那覇市規則第 1 号

平成17年 2 月15日

那覇市法定外公共物管理規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市法定外公共物管理規則

(目的)

第1条 この規則は、法定外公共物の管理に関し必要な事項を定めることにより、法定外公共物の適正な利用を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において法定外公共物とは、国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第5条第1項第5号の規定により本市が国から譲与を受けた道路、河川又は下水道をいう。

(占用の許可申請)

第3条 法定外公共物に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設（以下「工作物等」という。）を設け、継続して法定外公共物を使用する行為（以下「占用」という。）を行う場合においては、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- (2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- (3) 工事用板囲、足場その他これらに類する施設
- (4) 前3号に掲げるものを除くほか、法定外公共物の構造又は交通等に支障を及ぼすおそれのある工作物等

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した法定外公共物占用許可申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 占用の目的、期間及び場所
- (2) 工作物等の構造
- (3) 工事实施の方法
- (4) 工事の時期
- (5) 法定外公共物の復旧方法

3 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が添付の必要がないと認める書類は、これを提出させないことができる。

- (1) 占用の位置及び付近を表示した図面
- (2) 工作物等の実測求積図、縦断面図、横断面図（縮尺100分の1程度）及び構造

図 (平面図及び側面図)

- (3) 公図の写し
- (4) 現場の状況が確認できる写真
- (5) 占用が道路工事を伴うものであるときは、第1号及び第2号に掲げる書類のほか道路工事に関する設計書、仕様書及び図面
- (6) その他市長が特に必要があると認める書類
(占用の更新許可申請)

第4条 占用の許可を受けた者 (以下「占用者」という。) が占用期間満了後引き続き占用の許可を受けようとする場合においては、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定による更新の許可を受けようとする者は、占用期間満了の30日前までに前条第3項第1号及び第2号の書類を添付して、同条第2項の申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(占用の変更許可申請)

第5条 占用者は、第3条第2項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定による変更の許可を受けようとする者は、変更に係る書類を添付して、第3条第2項の申請書を市長に提出しなければならない。

(占用の許可)

第6条 市長は、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第238条の4第4項の規定により、占用がその管理に支障を及ぼすおそれがなく、かつ、必要やむを得ないと認める場合に限り、第3条第1項、第4条第1項又は前条第1項の許可を与えることができる。

- 2 市長は、前項の規定により占用を許可するときは、法定外公共物占用許可書 (第2号様式) を申請者に交付する。
- 3 市長は、第1項の許可の際に、管理上必要な条件を付することができる。

(占用の期間)

第7条 占用の期間は、第3条第1項第1号又は第2号の工作物等については10年以内とし、その他の工作物等については5年以内とする。占用の期間が満了した

場合において、これを更新しようとする場合の期間についても、同様とする。

(工作物等完成の届出)

第8条 占有者は、第3条第1項各号に規定する工作物等の設置の工事が完了したときは、位置図、完了写真その他市長が定める書類を添付して、次に掲げる事項を記載した工作物等完成届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 占有の物件及び場所
- (2) 許可年月日及び許可番号
- (3) 工事の時期

(占有廃止又は占有期間満了の届出)

第9条 占有者は、占有を廃止した場合又は占有の期間が満了した場合においては、占有をしている工作物等を除却し、法定外公共物を原状に回復するとともに、位置図、完了写真その他市長が定める書類を添付して、次に掲げる事項を記載した法定外公共物占有（廃止・期間満了）届（第4号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 占有の物件、場所及び期間
- (2) 許可年月日及び許可番号
- (3) 工作物等の構造

(監督処分)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この規則によって与えた許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、法定外公共物に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な措置をとること若しくは法定外公共物を原状に回復することを命ずることができる。

- (1) 第6条の許可に付した条件に違反している者
- (2) 詐偽その他不正な手段により占有者となった者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、占有者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。

- (1) 法定外公共物に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、法定外公共物の管理上の事由以外の事由に基づく

公益上やむを得ない必要が生じた場合

(国等の行う占有の特例)

第11条 国等の行う事業のための占有については、第6条の規定にかかわらず、国等が市長に協議し、その同意を得れば足りる。

(細目)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 法定外公共物に関し、国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定による譲与前に沖縄県知事の許可を受けて使用している者で当該譲与を受けた日の前日から当該譲与を受けた日まで継続して使用しているものは、当該譲与を受けた日から平成17年3月31日までは第6条の規定により占有の許可を受けた者とみなす。

第 1 号様式 (第 3 条、第 4 条、第 5 条関係)

新 規	更 新	変 更	第 年	月	号 日
--------	--------	--------	--------	---	--------

法定外公共物占用許可申請書

年 月 日

那覇市長 様

〒

住 所 _____

氏 名 _____ 印

担当者 (連絡先) 氏名 _____

電話 _____

那覇市法定外公共物管理規則の規定により許可を申請します。

占用の目的					
占用の場所	1 里道 2 水路	場所	番地地先		
占用の物件	名 称		規 模		数 量
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで		間	工作物等の 構造	
工事の時期	年 月 日から 年 月 日まで		間	工事実施の 方法	
法定外公共物 の復旧方法				添付書類	
備考					

第 2 号様式 (第 6 条関係)

那 第 号
年 月 日

様

那覇市長

印

法定外公共物占用許可書

年 月 日付けで申請のあった下記の法定外公共物の占用について、
別紙の条件を付して許可します。

記

新 規		更 新		変 更	
占用の場所	場 所	那覇市 番地地先			
	特定番号				
占用の種別					
占用の数量 (面積・延長・本数・条件等)					
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで 間				
工事の時期	年 月 日から 年 月 日まで 間				
占用料	円				

第 3 号様式 (第 8 条関係)

工作物等完成届

年 月 日

那覇市長 様

届出人 住 所

氏 名 印

電 話

下記のとおり、工作物等が完成したので届けます。

占用の物件	
許可年月日	年 月 日
許可番号	那 第 号
占用の場所	那覇市 番地地先 特定番号
工事の時期	年 月 日から 年 月 日まで
完成年月日	年 月 日
添付書類	

第 4 号様式 (第 9 条関係)

法定外公共物占用 (廃止 ・ 期間満了) 届

年 月 日

那覇市長 様

届出人 住 所

氏 名

印

電 話

下記のとおり、 年 月 日に (占用を廃止 ・ 占用期間が満了)
したので届けます。

占用の物件	
許可年月日	年 月 日
許可番号	那 第 号
占用の目的	
占用の場所	那覇市 番地地先 特定番号
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで
工作物等の構造	
理由	
添付資料	

那覇市規則第2号

平成17年2月15日

那覇市次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則

次世代育成支援対策推進法施行令（平成15年政令第372号）第2項の規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

市長	市長が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
消防長	消防長が任命する職員
上下水道事業管理者	上下水道事業管理者が任命する職員
病院事業管理者	病院事業管理者が任命する職員

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

那覇市規則第 3 号

平成17年 2 月15日

那覇市NPO活動支援センター条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市NPO活動支援センター条例の施行期日を定める規則

那覇市NPO活動支援センター条例（平成16年那覇市条例第36号）の施行期日は、平成17年 4 月 1 日とする。

那覇市規則第 4 号

平成17年 2 月15日

那覇市勤労青少年ホーム条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市勤労青少年ホーム条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市勤労青少年ホーム条例施行規則（昭和53年那覇市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「午後1時」を「午後4時」に改める。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

那覇市規則第5号

平成17年2月15日

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和58年那覇市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1ア行政職給料表級別標準職務表を次のように改める。

ア 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	主事、技師、保育士、消防士その他これらに相当する職の職務
2 級	困難な業務を処理する主事、技師、保育士、消防士その他これらに相当する職の職務
3 級	1 係長、主査、技査、消防司令補その他これらに相当する職の職務 2 消防士長の職務 3 困難な業務を処理する主任主事、主任技師、主任保育士、消防副士長その他これらに相当する職の職務
4 級	1 困難な業務を処理する係長、主査、技査、消防司令補その他これらに相当する職の職務 2 困難な業務を処理する消防士長の職務 3 特に困難な業務を処理する主任主事、主任技師、主任保育士、消防副士長その他これらに相当する職の職務
5 級	特に困難な業務を処理する係長、主査、技査、消防司令補その他これらに相当する職の職務
6 級	1 課長、主幹、技幹、消防司令長その他これらに相当する職の職務 2 消防司令の職務
7 級	副部長、次長、副参事、公室長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、消防監その他これらに相当する職の職務
8 級	政策調整監、部長、参事、議会事務局長、消防正監その他これらに相当する職の職務

別表第2ア行政職給料表級別資格基準表中

「8 級」を「8 級」に改める。

8 級		8 級
別に定 める	別に定 める	別に定 める
別に定 める	別に定 める	別に定 める
別に定 める	別に定 める	別に定 める
別に定 める	別に定 める	別に定 める

「8 級」

付 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年那覇市条例第号。以下「改正条例」という。）付則第2項の切替日における職務の級は、切替日における職務に応じ、改正後の那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第1ア行政職給料表級別標準職務表（以下「改正後の級別標準職務表」という。）に定める職務の級とする。この場合において、職員が切替日の前日において付則別表旧職務の欄に掲げる職務に就いていたときは、切替日において同欄に対応する同表新職務の欄に掲げる職務に就いているものとする。
- 3 改正条例付則第3項の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間は、改正後の級別標準職務表の規定が平成元年4月1日から適用されていたものとした場合の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間とする。この場合において、職員が付則別表旧職務の欄に掲げる職務に就いていたときは、同欄に対応する同表新職務の欄に掲げる職務に就いていたものとする。
- 4 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付則別表

旧職務	新職務
定型的な業務を行う主事、技師、保育士、消防士その他これらに相当する職の職務	主事、技師、保育士、消防士その他これらに相当する職の職務
相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師、保育士、消防士その他これらに相当する職の職務	困難な業務を処理する主事、技師、保育士、消防士その他これらに相当する職の職務
高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防士長の職務	消防士長の職務
主任主事、主任技師、主任保育士その他これらに相当する職の職務	困難な業務を処理する主任主事、主任技師、主任保育士その他これらに相当する職の職務
高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防士の職務	困難な業務を処理する消防副士長の職務
相当困難な業務を処理する係長、主査、技査、消防司令補その他これらに相当する職の職務	困難な業務を処理する係長、主査、技査、消防司令補その他これらに相当する職の職務
特に相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防士長の職務	困難な業務を処理する消防士長の職務
著しく高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防士長の職務	
相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任主事、主任技師、主任保育士その他これらに相当する職の職務	特に困難な業務を処理する主任主事、主任技師、主任保育士その他これらに相当する職の職務
高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任主事、主任技師、主任保育士その他これらに相当する職の職務	
特に相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防士の職務	特に困難な業務を処理する消防副士長の職務
著しく高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防士の職務	
困難な業務を処理する係長、主査、技査、消防司令補その他これらに相当する職の職務	特に困難な業務を処理する係長、主査、技査、消防司令補その他これらに相当する職の職務
特に重要な業務を所掌する課長、主幹、技幹、消防司令長その他これらに相当する職の職務	課長、主幹、技幹、消防司令長その他これらに相当する職の職務

特に重要な業務を所掌する消防司令の職務	消防司令の職務
特に重要な業務を所掌する副部長、次長、副参事、公室長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、消防監その他これらに相当する職の職務	副部長、次長、副参事、公室長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、消防監その他これらに相当する職の職務

那覇市規則第 6 号

平成17年 2 月15日

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市現業職員の給与に関する規則（昭和58年那覇市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（現業職員の範囲）

第2条 現業職員の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 環境整備主査等（環境整備主査、予防主査、総合現業主査、操作整備技査、プラント整備技査、運転技査及び調理技査をいう。）
- （2） 主任環境整備員等（主任環境整備員、主任予防技術員、主任操作整備員、主任プラント整備員、主任運転手、主任調理員及び工長をいう。）
- （3） 環境整備員等（環境整備員、予防技術員、総合現業員、電話交換手、用務員、操作整備員、運転手、調理員、工夫及びボイラー技士をいう。）

第13条第3号中「第9条第2項」を「第7条第2項」に改める。

別表第1の6級の欄を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	環境整備員等の職務
2 級	困難な業務を処理する環境整備員等の職務
3 級	1 環境整備主査等の職務 2 主任環境整備員等の職務 3 特に困難な業務を処理する環境整備員等の職務
4 級	1 困難な業務を処理する環境整備主査等の職務 2 困難な業務を処理する主任環境整備員等の職務 3 著しく困難な業務を処理する環境整備員等の職務
5 級	特に困難な業務を処理する環境整備主査等の職務

別表第3中「5 級 6 級」を「5 級」に改める。

5 級	6 級	5 級
2	別に定	2
15	める	15
2	別に定	2
19	める	19

」

付 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する現業職給料表の適用を受ける職員の切替日における職務の級は、切替日における職務に応じ、改正後の那覇市現業職員の給与に関する規則（昭和58年那覇市規則第25号）別表第2（以下「改正後の級別標準職務表」という。）に定める職務の級とする。この場合において、職員が切替日の前日において付則別表旧職務の欄に掲げる職務に就いていたときは、切替日において同欄に対応する同表新職務の欄に掲げる職務に就いているものとする。
- 3 前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間は、改正後の級別標準職務表の規定が平成元年4月1日から適用されていたものとした場合の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間とする。この場合において、職員が付則別表旧職務の欄に掲げる職務に就いていたときは、同欄に対応する同表新職務の欄に掲げる職務に就いていたものとする。
- 4 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付則別表

旧職務	新職務
定型的な業務を行う現業職員の職務	環境整備員等の職務
相当高度の技能又は経験を有する現業職員の職務	困難な業務を処理する環境整備員等の職務

高度の技能又は経験を有する現業職員の職務	主任環境整備員等の職務	主任環境整備員等の職務
	環境整備員等の職務	特に困難な業務を処理する環境整備員等の職務
相当困難な業務を処理する環境整備主査等の職務		困難な業務を処理する環境整備主査等の職務
特に高度の技能又は経験を有する現業職員の職務	主任環境整備員等の職務	困難な業務を処理する主任環境整備員等の職務
	環境整備員等の職務	著しく困難な業務を処理する環境整備員等の職務
困難な業務を処理する環境整備主査等の職務		特に困難な業務を処理する環境整備主査等の職務
著しく高度の技能又は経験を有する現業職員の職務	主任環境整備員等の職務	困難な業務を処理する主任環境整備員等の職務
	環境整備員等の職務	著しく困難な業務を処理する環境整備員等の職務

備考

- 1 この表において「環境整備員等」とは、環境整備員、予防技術員、総合現業員、電話交換手、用務員、操作整備員、運転手、調理員、工夫及びボイラー技士をいう。
- 2 この表において「主任環境整備員等」とは、主任環境整備員、主任予防技術員、主任操作整備員、主任プラント整備員、主任運転手、主任調理員及び工長をいう。
- 3 この表において「環境整備主査等」とは、環境整備主査、予防主査、総合現業主査、操作整備技査、プラント整備技査、運転技査及び調理技査をいう。

那覇市規則第 7 号

平成17年 2 月15日

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則の一部を改正する
規則

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則（平成 5 年那覇市規則第
19号）の一部を次のように改正する。

第15条の 3 第 1 号及び第 2 号中「3, 150円」を「4, 200円」に改め、同条第 3 号及
び第 4 号中「4, 200円」を「5, 250円」に改め、同条第 5 号及び第 6 号中「3, 150円」
を「4, 200円」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第 8 号

平成17年 2 月15日

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市営住宅条例施行規則（平成10年那覇市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「別表第 1」を「別表第 1（第17条関係）」に改める。

別表第 2 中「別表第 2」を「別表第 2（第26条関係）」に改める。

別表第 3 中「別表第 3」を「別表第 3（第29条関係）」に改める。

別表第 4 中「別表第 4」を「別表第 4（第38条関係）」に改め、同表に次のように加える。

那覇市繁多川市営住宅	4,000円
------------	--------

付 則

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

告 示

那覇市告示第74号

平成17年2月10日

掲 示 済

平成17年(2005年)2月那覇市議会定例会の招集について

平成17年(2005年)2月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | |
|-------------|---------------|
| 1 招 集 の 日 | 平成17年2月22日(火) |
| 2 招 集 の 場 所 | 那覇市議会議場 |

那覇市告示第76号

平成17年2月15日

市長等が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする行政手続等に関する告示について

那覇市長等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年那覇市規則第50号)第3条、第4条第1項、第2項、第3項及び第5項並びに第8条の規定に基づき、市長等が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする行政手続等に関する告示を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

第1条 那覇市長等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年那覇市規則第50号。以下「規則」という。)第3条の手続等の名称、当該手続等の根拠となる条例等の名称及び条項並びに当該使用を開始する日は、別表のとおりとする。

第2条 規則第4条第1項の電子計算機は、次の各号に掲げる機能のすべてを備えたものでなければならない。

- (1) 市長等の使用に係る電子計算機で提供されている様式に入力できる機能
 - (2) 市長等の使用に係る電子計算機と通信できる機能
- 2 申請等を行う者が、規則第4条第1項の書面等又は同条第3項の有体物を提出するときは、市長等が電子情報処理組織を使用して申請等を行った者に対して付与する申請到達番号を当該書面等又は有体物に表示して、当該書面等又は有体物を提出しなければならない。

3 規則第4条第2項の期間は、次の各号に掲げる申請等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 市長等が許諾の応答をすべき申請等 申請等を行った日から当該申請等に対する許諾の応答としての通知を受ける日までの期間
- (2) 前号以外の申請等 届出を行った日から3月を経過する日までの期間

4 規則第4条第5項の規定により電子署名を行うこととされている申請等は、別表電子署名の欄に掲げるとおりとする。

付 則

この告示は、平成17年2月21日から施行する。

別表 (第1条、第2条関係)

根拠となる条例等の名称	条項	手続等の名称	使用開始日	電子署名
児童扶養手当法	第28条	児童扶養手当支給停止関係届	平成17年2月21日	行う
児童扶養手当法施行規則	第5条第1号	児童扶養手当氏名変更届	平成17年2月21日	行う
	第6条第1号	児童扶養手当住所変更届	平成17年2月21日	行う
	第9条第1項	児童扶養手当証書再交付申請書	平成17年2月21日	行う
	第10条第1項	児童扶養手当証書亡失届	平成17年2月21日	行う
地方税法	第382条の3	固定資産等に関する証明交付申請書	平成17年2月21日	行う
	第20条の10	納税証明交付申請書	平成17年2月21日	行う
住民基本台帳法	第12条	住民票交付申請書	平成17年2月21日	行う
那覇市識名霊園付属納骨堂条例	第9条	納骨堂使用許可書再交付申請書	平成17年2月21日	行わない
那覇市霊園条例	第18条	霊園墓地(土地)使用許可証再交付申請書	平成17年2月21日	行わない
那覇市国民健康保険脳ドック受診奨励実施要領	第4条	脳ドック検診申込書	平成17年2月21日	行わない
那覇市国民健康保険人間ドック受診奨励実施要領	第4条	人間ドック検診申込書	平成17年2月21日	行わない

那覇市の都市計画法による証明願の様式を定める要領	第 4 条	都市計画市街化区域証明願	平成17年 2 月21日	行わない
那覇市の都市計画法による証明願の様式を定める要領	第 4 条	都市計画市街化調整区域証明願	平成17年 2 月21日	行わない
那覇市の都市計画法による証明願の様式を定める要領	第 4 条	都市計画用途地域証明	平成17年 2 月21日	行わない
那覇市写真貸出掲載に関する実施要領	第 3 条	写真貸出掲載票	平成17年 2 月21日	行わない
税務帳票の様式に関する要綱	第 1 条	賦課資料 (写) 交付申請書	平成17年 2 月21日	行う
		扶養証明願	平成17年 2 月21日	行う
		営業証明願 (法人用)	平成17年 2 月21日	行う
		営業証明願 (個人用)	平成17年 2 月21日	行う
		家屋滅失届	平成17年 2 月21日	行う
		函面交付申請書	平成17年 2 月21日	行わない
		名寄帳コピー申請書	平成17年 2 月21日	行う
		所得証明等に関する証明交付申請書	平成17年 2 月21日	行う
那覇市地域防災計画		り災証明書	平成17年 2 月21日	行う
		り災届出書	平成17年 2 月21日	行う

公 告

那覇市公告第 109号

平成 17 年 2 月 15 日

一般競争入札の実施について

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令167条の6及び那覇市契約規則第13条の規程により、次のように公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 平成 17 年度那覇市有料広告枠売買契約
- (2) 履 行 場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 市長公室 秘書広報課
- (3) 履 行 内 容 仕様書による
- (4) 契約予定日 平成 17 年 4 月 1 日
- (5) 履 行 期 間 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

2 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 平成 17 年 3 月 25 日 (金) 午後 2 時
- (2) 場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市役所 4 階 「庁議室」

3 入札参加資格の確認申請

- (1) 提出期限 平成17年2月28日 (月) 午後5時
(土・日を除く、毎日午前 9 時から午後 5 時 (午後零時～1 時を除く))
- (2) 提出場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
市長公室 秘書広報課 広報班 (市役所4階)

4 お問い合わせ

那覇市総務部市長公室秘書広報課広報班
〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
電話 098-862-9904 F A X 098-869-8190

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 8 9 号
平 成 1 7 年 2 月 2 日
掲 示 済

選挙人名簿登録の抹消について

公職選挙法 (昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号) 第 2 8 条の規定に基づき、次のとおり
選挙人名簿より登録を抹消した。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大 城 勝 夫

- 1 登録抹消者 原田 浩一 他 7 7 4 名
- 2 登録抹消者リスト 別紙略
- 3 登録抹消条件 平成 1 6 年 9 月 1 日から同年 9 月 3 0 日までに転出した者
及び職権消除された者
- 4 登録抹消者数 7 7 5 名 (男 4 2 1 名 女 3 5 4 名)

那覇市選挙管理委員会告示第 9 0 号
平 成 1 7 年 2 月 1 5 日

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法 (昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号) 第 2 3 条第 2 項の規定により、平成 1
7 年 3 月 3 日 (木) から同年 3 月 7 日 (月) まで縦覧に供する選挙人名簿に登録し
た者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大 城 勝 夫

縦覧場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎 2 階
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第91号

平成 1 7 年 2 月 1 5 日

在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により平成17年3月3日から平成17年3月7日までに縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所は、次のとおりである。

那 覇 市 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 大 城 勝 夫

縦 覧 の 場 所

那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階

那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第92号

平成 1 7 年 2 月 1 5 日

平成17年度検察審査員候補者について

次に掲げる者は、検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条の規定により、平成17年度検察審査員候補者に選定され、検察審査員候補者名簿に登載したので、同法第11条第2項の規定により告示する。

那 覇 市 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 大 城 勝 夫

平成17年度検察審査員候補者名簿

番号	1群	番号	2群	番号	3群	番号	4群
1	玉 城 健	1	比 嘉 千賀子	1	國 場 泰	1	田 中 俊 丞
2	石 垣 由 美	2	嘉 敷 ゆかり	2	友 利 加代子	2	小 谷 克 美
3	池 間 大 楠	3	新 里 栄 一	3	新 垣 義 孝	3	島 肇 子
4	上 原 真 周	4	山 本 尚 子	4	宮 城 政 信	4	奥 座 みどり
5	祖 慶 和 明	5	高 山 昌 勝	5	佐々木 まな	5	小 禄 朝 也
6	豊見永 清 美	6	山 城 敦 夫	6	田 場 博 司	6	宮 里 博
7	宮 崎 加奈子	7	田 畑 武 人	7	山入端 エミ子	7	宮 里 太 子
8	玉 城 千 尋	8	平 良 敏 子	8	平 良 光 子	8	金 城 勲 子
9	上 原 亮	9	島 袋 まき子	9	常 山 清 隆	9	垣 花 亮 一
10	照 屋 冷 子	10	仲 松 公 子	10	津波古 優 子	10	山 内 惇
11	金 城 昭 子	11	平 田 美和子	11	伊 禮 智 子	11	上 原 由紀乃
12	仲 里 享	12	金 城 照 美	12	長 嶺 将 光	12	又 吉 清
13	瀬 長 正 勝	13	大 城 功	13	古 塚 英 光	13	安仁屋 里 香
14	田 代 直 輝	14	大 平 貴 之	14	大石根 光 茂	14	岸 本 勝 哉
15	並 木 克 己	15	大 城 千恵子	15	小波本 靖 子	15	櫻 井 忠 善
16	嘉 敷 純 子	16	濱 川 榮 男	16	高 良 ちか子	16	知 念 忠 司
17	赤 嶺 慎 哲	17	私 市 光 生	17	宮 里 美佐江	17	坂 崎 宏 次
18	大 城 末 子	18	金 城 美智子	18	伊志濱 ゆかり	18	糸 嶺 眞智子
19	島 尻 あゆみ	19	根 間 ツル	19	日 吉 佳 子	19	上 原 眞 二
20	備 瀬 和 夫	20	津波古 容 子	20	上 原 眞 市	20	知 念 直 哉
21	新 里 善 久	21	上 原 剛	21	赤 嶺 洋 子	21	比屋根 幸 子
22	糸 敷 典 子	22	赤 嶺 洋 子	22	仲尾次 勝 子	22	渡 谷 和 博
23	東 江 千鶴子	23	知 念 弘	23	仲 嵩 明甲子		

那覇市選挙管理委員会告示第93号

平 成 1 7 年 2 月 1 5 日

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条に基づき準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第2項の規定により平成17年1月1日現在で調製する農業委員会委員選挙人名簿を、平成17年2月23日から同年3月9日まで縦覧に供する場所は次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大 城 勝 夫

縦覧場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
 那覇市選挙管理委員会事務局